

大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る 損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書

平成30年10月22日未明に、ドイツの海運会社が所有する大型貨物船エルナ・オルデンドルフ号（船長180m、船高40m、総トン数25,431t）が、自らの船高40mを認識しながら、橋桁までの高さが30メートルしかない海域を通過し、周防大島町と本土を結ぶ唯一の陸路である大島大橋に激突し、橋桁等に多大な損傷を与え、送水管や送電線、光ケーブル等を切断するという、誰もが想像し得ない重大な事故が発生しました。

この事故に伴う大島大橋の通行規制により、車・人・モノの移動が大幅に制限されるとともに、町全域に及ぶ断水は40日間にも及び、町民は飲用水や生活用水の確保に窮し、辛い給水生活を余儀なくされるなど、日常生活に甚大な被害を及ぼしました。

また、島の名物である蜜柑狩りなど秋の行楽シーズンの最中にもかかわらず、町を訪れる観光客は大幅に減少し、ホテルや商業施設等では、大量の宿泊キャンセルや商品の物流停止等による休業や営業制限を余儀なくされるとともに、特産品の大島みかんや水産物の出荷もままならなくなるなど、観光業、農業、漁業、商工業をはじめ町の経済は壊滅的な打撃を受けたのであります。

今回の事故によって被った被害・損害額は、橋や送水管の復旧費約28億円に、町内の民間事業者が被った逸失利益や町民が受けた被害などを合わせると、その総額は相当な規模に上ることが見込まれており、町では県と連携して、その全額を加害船所有企業に賠償請求していく考えであります。

しかしながら、今回の事故において、船主の責任の制限を定めた「船主責任制限法」が適用された場合、その賠償額は、最高でも、橋や送水管の復旧費をも下回る24億円程度と見込まれています。

今回の事故は、船長の単純な航路選択ミスという重大な過失によって発生したものであるにもかかわらず、賠償額に制約がかなり、実際に発生した損害額が受け取れないということになれば、何の瑕疵もない民間事業者や町民が多大な負担を強いられ、今後の生活や営業面で大きな不安を抱え続けることになり、町としても、そうした事態を受け入れることは到底出来ないのではありません。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の配慮をいただきますよう強く要望します。

記

- 1 加害船所有企業への損害賠償請求手続きや相手方との交渉を進めていくに当たっては、国の関係機関による最大限の支援と協力を願いたいこと。
- 2 今後、仮に、船主責任制限法が適用され、賠償額に制約がかかった場合には、責任限度額を超える被害や損害に対して、国による財政的な支援措置を検討していただくよう配慮願いたいこと。

また今後、こうした事態が生じた場合の国内での救援法を整備するなど、何の瑕疵もない被害者が不当な負担を強いられることがないような措置を講じられたいこと。

- 3 海域における今回のような過失事故の再発を避けるため、航路の航行規制の強化策等について早急な検討をされたいこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

山口県周防大島町議会

議長 荒川 政義

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、
外務大臣、国土交通大臣